

「マスコミ・ソフィア会会則」

第1条（名称）この会は「マスコミ・ソフィア会」と称する。

第2条（事務局）この会の連絡窓口を上智大学ソフィア会事務局に置く。

第3条（目的）この会は、会員相互の親睦と研鑽を深め、マスコミ関連業界のコミュニケーションを図り、併せて上智大学の発展に貢献することを目的とする。

第4条（会員）この会は次の会員をもって組織する。

（1）正会員 上智大学卒業生及び大学院終了者でマスコミ関連企業または団体に所属、あるいは所属した者とこの会の趣旨に賛同したもの。

（2）準会員 マスコミを志望する在学生。

第5条（役員）この会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）代表幹事 1名

（3）副会長 若干名

（4）常任幹事 多数名

第6条（役員の選任）この会の役員は次の通り選任する。

（1）会長又は代表幹事は常任幹事会において候補者を推薦し総会において決定する。

（2）副会長は会長又は代表幹事が会員の中から指名決定する。

（3）常任幹事は会長又は代表幹事が会員の中から指名し常任幹事会で決定する。

第7条（役員の任期）役員の任期は2カ年とし再任を妨げない。

第8条（会議）この会の会議は次の通り開催する。

（1）総会は年に1回会長又は代表幹事が招集する。

（2）常任幹事会は代表幹事が必要と認めた時招集する。

第9条（運営費）会員はこの会の運営のために、別に定める金額の運営費を納めるものとする。

第10条（会計年度）この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（会則の変更）この会の会則の変更は、総会において決定する。

付則の変更は常任幹事会において決定する。

付 則 （1）会長が職務執行できない場合は、代表幹事が代行する。

（2）この会の会則第9条の運営費は年間4,000円とし、3年分の一括納入は10,000円とする。

但し準会員は年間1,000円とする。

（1994年4月17日一部改正）（2014年6月28日一部改正）